

大阪広域水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例の
あらまし

- 1 行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正を行います。
 - ・改正行政不服審査法における審理員による審理手続に関する規定を適用除外とします。
 - ・公開請求に係る不作為を情報公開審査会の諮問対象に追加します。
 - ・不服申立てを審査請求に改めるなど、規定の整備を行います。
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行します。